

相談事例から見える実態報告

弁護士 工藤寛泰
(東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会所属)

1

子どもの人権 110 番相談にみられる相談事例

・教師が障害を持つ子どもに対して必要な対応に習熟していない

障害に合った接し方を依頼しても実行されず、意思疎通が困難になったり、本人・保護者が教師・学校への不信感・拒絶感を募らせたりという結果に。

時には教師からの暴言・暴力・嫌がらせにいたったというケースも。

医療的ケア（痰の吸引等）等を学内で受けられず、度々親が呼び出される。

2

子どもの人権110番相談にみられる相談事例

・学校が障害を理由に拒絶的な対応を示す

集団行動が苦手な子どもについて、担任と副担任だけでは対応しきれないとして、転校や退学を求められる。

支援学校に入ったが、事前に説明があったような個別に対応した授業が実施されない。

障害を理由として、または求める合理的配慮を実施できない（と学校側が主張する）ことを理由として、転校や進学の手続きが進められない。

3

子どもの人権110番相談にみられる相談事例

・就学（進学）先を選ぶに際し、選択肢や情報が与えられない

知的に問題がないにもかかわらず、障害を理由に普通級に入れてもらえない。かといって、子どもが持つ障害にちょうど対応する学校・学級があるわけでもないため、知的の特別支援学級や特別支援学校を勧められる。

就学相談において、障害が疑われるとの理由で特別支援学級を強く勧められ、やむなく同意したが、普通級に行った場合に受けられる支援などを説明してもらえなかった。学年が進んでから普通級に移り、元気に通っている。

子どもに発達障害があり、特別支援学級を希望したが、希望が通らず、学校でトラブルを起こしてしまう。親としては、子どもに合わせた環境を選んだつもりだったのに、納得がいかない。

4

本シンポジウムにおける視点

■障害者権利条約

第24条第1項

- ・教育を権利として保障したうえで、その教育は「インクルーシブ」でなければならないとした

⇒「**インクルーシブ教育を受ける権利**」という視点

■子どもの権利条約

4つの原則

- ・生命、生存及び発達に対する権利
- ・子どもの最善の利益
- ・子どもの意見の尊重
- ・差別の禁止

第18条

- ・児童の養育・発達についての第一義的な責任は父母（または法定保護者）が有する

⇒「**本人・保護者の意向尊重**」という視点

5

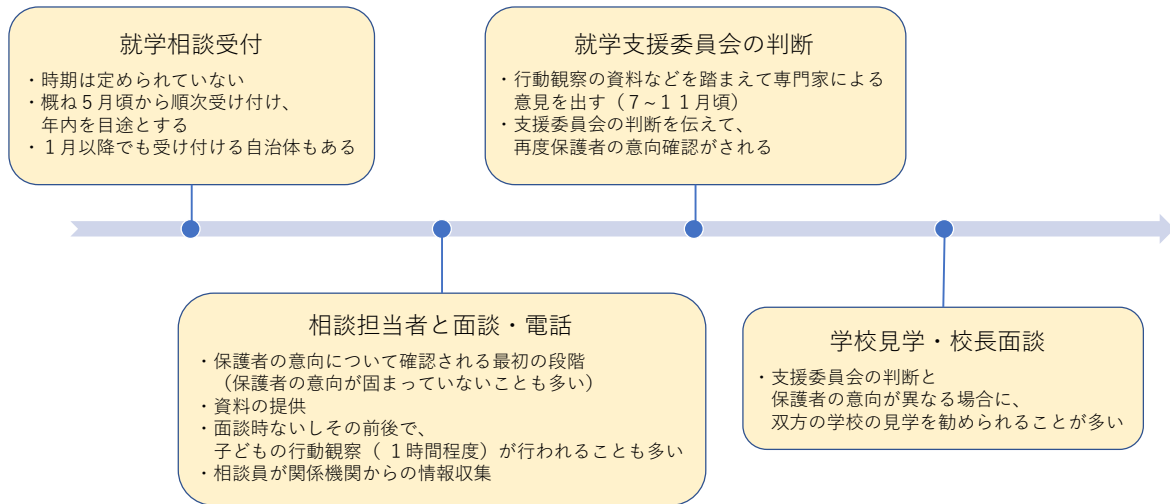
就学相談とは

子どもに何らかの障害がある、
または障害があることが疑われる場合に、
主に小学校入学前の段階で、
子ども本人及び保護者が市町村教育委員会に対し、
子どもの就学先及び就学先で受けられる支援等に関して助言・情報提供を求めること

6

6

就学相談の流れ



7

就学相談手続の流れ

- ・就学相談実施の割合（有効回答22区）

令和元年：全体平均**約3.3%**（約1.0%～約11.6%）

令和2年：全体平均**約3.7%**（約1.1%～約10.6%）

令和3年：全体平均**約3.7%**（約1.1%～約11.5%）

8

就学相談で提供を求める資料

- ・基本資料－就学支援ファイル、就学相談表、面接票
- ・医療記録－診断書、意見書、診察記録
- ・手帳－母子手帳、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）
精神障害者保健福祉手帳
- ・検査結果－知能検査結果、発達検査結果

※区によって提供を求める資料に大きな違いはない

9

9

弁護士会実施相談での相談傾向分析

- ・子どもの人権110番とは
東京弁護士会が運営する無料電話相談
「子どもの人権に関する相談すべて」を対象
平日 午後1時30分～午後4時30分
午後5時 ～午後8時
土曜 午後1時 ～午後4時

10

障害を持つ子どもに関する相談の割合

分析対象期間：令和2年6月～令和4年6月（25か月）

相談全体：2625件

障害を持つ子どもに関する相談件数：**177件（全体の6.7%）**

上記のうち、既存・既知の障害に起因し、学校との間で何らかの問題が生じている相談：**72件（全体の2.7%、上記のうち41%）**

※常に障害の有無を確認するわけではなく、相談に必要な範囲で聴取・記録しているため、潜在的にはより多数であると想定される

11

110番相談に至るタイミング

対象相談件数：72件

就学前の相談：**13件（18%）**
（就学相談について等）

就学後の相談：**63件（88%）**
（学校・教師の対応について等）

転校に関する相談：**5件（7%）**
（転校を受け入れてもらえない等）

12

その他の傾向

- 就学後の相談における傾向

就学後の相談の多くは、障害に起因して学校・教師との関係が悪化したものであるが、学校側から他生徒や授業への悪影響など看過できないものがあるとの指摘がなされたというものは就学後に関する相談の6%程度。

- 障害の種別における傾向

様々な障害を持つ子どもについての相談が入っているが、肢体不自由や視覚・聴覚障害などの身体障害を持つ子どもの相談は割合としては少ない。

13

23区へのアンケート 一部の区へのヒアリング

- 23区の各教育委員会を対象にアンケート調査を実施
(令和4年1月頃)

内容：就学相談に関する問1～問10

保護者の意向把握及び合理的配慮の実践など

- 一部の区に対して直接ヒアリングを実施
(令和4年8月～9月頃)

23区アンケート等から、特に障害児の就園・就学について進んだ取り組みをしていると窺われる区を選定

14

14

保護者意向（普通学級）と就学先の相違

質問

令和1年から令和3年度の就学事例について保護者が普通学級を望んだが特別支援学校ないし特別支援学級に就学となったケースはありますか。

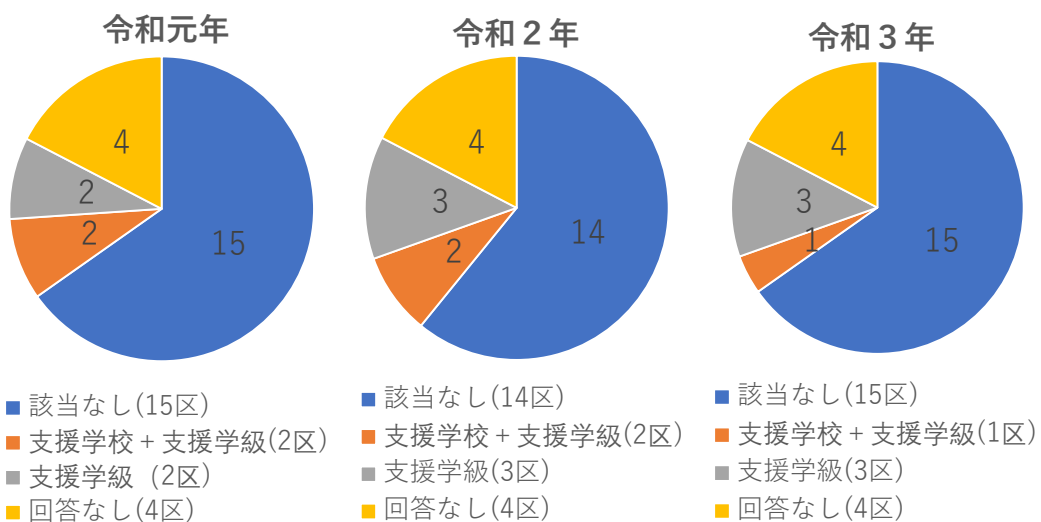
あるとすればその件数を教えてください。

→「普通学級」を望む保護者の意向に反する結論となったケース

15

15

保護者意向（普通学級）と就学先の相違



16

区ごとの取り組みとその相違

- スクールカー
スクールカーで無料で自宅から学校まで送迎。
ただし、実施している区でも利用は限定的。
(特別支援学級・特別支援学校のみ、医療的ケア児は不可、など)
- 自治体ホームページでの情報発信の拡充
- 特別プログラム
大学などの研究施設と連携してプログラムを構築。

17

区ごとの取り組みとその相違

- 自閉症・情緒障害の特別支援学級（固定級）
設置に意欲的な区、設置をしないと決めている区
- 支援員配置までの流れ
教育委員会側から専門家を派遣して配置や種別を決めるという区も。
- 支援員の登用形式
民間（NPOなど）委託、有償ボランティア、会計年度任用職員など。

18

小括

- 本人・保護者の意向を尊重する、という方針を持っていることは窺える
- それぞれの区で障害を持つ子どもの就園就学について、様々な取り組みが行われている
- 現状では、その内容については区ごとの相違が大きい

- 実際の現場ではどうなっているか？